



## 質問

(マンション管理組合の収益事業事例について②「マンションの居住者限定カーシェアリング」)

(相談概要)

マンション敷地内のスペースを利用して居住者限定のカーシェアリングを行うため、カーシェアリング事業会社から賃貸収入を受領することになりました。当該賃貸収入は収益事業に該当しますか。



## 回答

カーシェアリング事業会社から受領する賃貸収入は、収益事業に該当します。

(出典：税理士法人フィールズ/監査法人フィールズ編  
マンション管理組合の経理実務第2版より)

マンション管理組合が不動産を外部者に貸し付け、継続して対価を受領することになるため、不動産貸付業として収益事業に該当します。このため、利用者が居住者に限定されているか否かは、収益事業の判定には影響しません。

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。